

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
(1)業務理解度	20	業務の内容と事業目的を正しく理解できているか	・本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。
(2)統括責任者の選任	20	仕様に掲げる業務内容を達成できる提案内容となっているか	・事業全体の統括及び進捗管理を担う統括責任者が提案されているか。 ・県内の施設の状況を把握し、丁寧に調整ができる適切な統括責任者が提案されているか。 ・市町村のニーズに応じて概算見積の提示ができる体制となっているか。
(3)アドバイザー候補の選任及び派遣の実施	70	①～④について、仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	①適当な人材選定及び派遣人数の確保(25点) ・各支援分野において対応でき、伴走型で支援ができるアドバイザー候補が選任されているか。また人数は適切であるか。 ②計画的な派遣実施計画の作成(10点) ・余裕を持った派遣期間が設定され、かつ、効率的な実施計画となっているか ③効果的・効率的なアドバイス支援の工夫(20点) ・派遣先の状況に応じて効果的・効率的な支援方法の工夫がされているか。 ④相談対応やアドバイス支援後のフォローアップの方法(15点) ・派遣後でも相談できる体制をつくる等、フォローアップ方法が検討されているか
(4)市町村や観光関連施設等を対象とした勉強会の開催・運営	40	仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	・受講者が参加しやすい開催日程が設定されているか ・開催にあたっての運営体制は適切であるか
(5)実施体制・スケジュール	5	事業目的を達成する適当な実施体制が整っているか	・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか。 ・本業務の実施にあたって自社、他社を問わず必要な人材やネットワークが確保されているか。 ・過去に国や他の自治体において、旅行商品造成・磨き上げ等、本事業と類似業務の実績があるか。
	5	県が推進する施策に事業者として積極的に取り組んでいるか	・高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けているか。
			・こうち男性育休推進企業に登録しているか。
			・女性活躍、子育てと仕事の両立支援の推進に向け、くるみん、えるぼし等の認定を受けているか。
			・障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 (1)法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率を超えて障害者を雇用しているか (2)法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用しているか
			・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか。 (1)ISO14001 (2)エコアクション21
			・「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。
	20	事業目的を達成する適切なスケジュールか	・市町村や観光関連施設、ガイド団体等が共通理解を深める場となるような勉強会のテーマ及び講師が提案されているか。 ・本業務の完了が可能なスケジュールとなっているか。 ・効果的かつ効率的なスケジュールとなっているか。
(6)経費見積	20	適正な見積がなされているか	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか。 ・提案された業務規模と経費見積もりが大きくかけ離れていないか。 ・過剰な経費見積となっていないか。